

震災により休業を余儀なくされている

別添2

事業主・労働者の方へのお知らせ

事業所が直接的な被害を受けた場合

事業所が震災による直接的な被害を受けたことにより、
休業を余儀なくされた方は、
離職していくとも、
雇用保険の失業手当を受給できます。

事業所が直接的な震災被害を受けたことにより休業した場合や、一時的に離職を余儀なくされたことにより、賃金が支払われない労働者の方は、特例的に雇用保険の失業給付を受給できます。

※ 交通の断絶等により、住所を管轄するハローワークに来所できない場合、お近くのハローワークにご相談ください。

震災により休業を余儀なくされた事業主の

震災に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主の方が
労働者に休業についての手当を支払えば、
雇用調整助成金が利用できます。

震災に伴う経済上の理由で休業を余儀なくされ、休業させている労働者に対し、その休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成を受けることができます。

※ 例えば、以下のような場合に使うことができます。

- ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合
- ・ 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合
- ・ 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合

詳細については、お近くのハローワークや労働局にご相談ください。

または、厚生労働省ホームページをご覧ください。